

○西多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
①洪水・高潮時に おける 河川・海岸 管理者から の情報提供等	A 洪水予報河川と水位 周知河川において、避難 勧告に直結する冠水危 険情報等を単独区市長 へ伝達する仕組みを互 成30年出水期に構築す る。(ホットメールの構築)	現状と課題	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。				・首長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な												・対象区市町村と調整し、防災情報を首長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)	
		H30年度												・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築した。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		R1年度												・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築済であるが、本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		R2年度												・防災情報を首長に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
	B 洪水予報河川、水位 周知河川、その他河川及び 水位周知海岸におい て、避難勧告等の発令判 断の支援のための情報 を区市町村避難勧告部 署等へ伝達できる仕組 みを検討する。(避難勧 告等の発令判断の支援)	現状と課題	・市長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・市内に東京都管理河川は流れていない。	・市内に東京都管理河川は流れていない。	・市長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・町長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・町長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・村長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・町長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。				・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防総合情報システムをとし、水位計や雨量計の情報を区市町村に提供している。(建設局) ・区市町村防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。				・対象区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)	
		H30年度	今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。			・引き続き、東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・洪水予報・水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報の共有について、引き続き検討していく。				・対象区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)	
		R1年度	・今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。			・引き続き、東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・西多摩建設事務所と河川等の情報を共有し、庁内、村内の特別養護老人ホーム、保育園に情報を伝達する仕組みを構築した。	・避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報の共有について、引き続き検討していく。				・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸については、指定後に、対象区と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(港湾局、建設局)	
		R2年度	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。			・引き続き、東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・引き続き洪水予報・水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報の共有について、引き続き検討していく。				・指定河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・東日本台風の影響状況等を踏まえ、区市町村が適切なタイミングで避難情報を発令できるよう「大規模風水害時における避難対応に関するガイドライン」及び「大規模風水害時における区市町村対応チェックリスト」を作成し、配布した。(総務局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(港湾局、建設局)	

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対策タイムライン)</p>	<p>・多摩川のタイムラインは作成しているが、東京都管理河川については作成していない。 ・東京都水防災総合情報システムで水位を把握するとともに、洪水警報危険度分布を参考に避難勧告等の発令の基準にしている。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。</p>	<p>・市内に都管理河川は流れていないが、多摩川の洪水を対象とした避難勧告の発令に着目したタイムラインを作成している。</p>	<p>・市内に都管理河川は流れていないが、多摩川の洪水を対象とした避難勧告の発令に着目したタイムラインを作成している。</p>	<p>・秋川及び平井川のタイムライン作成を検討している。 ・水害に関する避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成中であるが、想定浸水の深さにより状況が異なるため、避難勧告等の発令の仕方が難しい。</p>	<p>・タイムライン作成の予定は現在のところ無し。 ・より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。 ・残堀川流域浸水予想区域の作成年月日が残堀川改修工事完了のため、完了後の浸水予想区域図がどう変化するかそれにより詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。</p>	<p>・平井川のタイムライン作成を検討している。 ・想定浸水の深さが違うため避難勧告等の伝達方法を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。</p>	<p>・多機関連携型、避難勧告者目型などを作成していくか検討する必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。</p>	<p>・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。</p>	<p>・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。</p>		<p>・水位上昇が極めて速い中小河川において、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことがなくなったときは、避難勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の位置づけについて、情報提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局</p>
	<p>・タイムラインの作成について検討している。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを検討している。</p>	<p>・水害対応後等に策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じて反映させるなど、適宜内容の見直しを図っていく。</p>	<p>・地域防災計画に定めている発令基準等について、見直しを検討していく。</p>	<p>・秋川及び平井川のタイムラインは、避難勧告等の判断・伝達マニュアルとの整合性を図りながら作成している。</p>	<p>・浸水予想区域図が更新後に検討し、必要に応じて作成していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを検討する。</p>	<p>・想定浸水の深さが違うため避難勧告等の伝達方法を検討し必要に応じて作成していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを検討する。</p>	<p>・秋川について、タイムラインを作成する必要があるか検討していく。 ・多機関連携型、避難勧告者目型などを作成していくか検討し必要に応じて見直しを検討していく。</p>	<p>・想定浸水が深いことから、避難勧告等の必要性を引続き検討していく。</p>	<p>・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の活用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。</p>		<p>・避難勧告者目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)</p>	
	<p>・洪水予報河川と水位周知河川を中心としたタイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮警報における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。</p>	<p>・関係部署と連携し、避難勧告などの発令基準を確認している。 ・タイムラインの作成について、必要性も含め、引き続き検討していく。</p>	<p>・避難勧告者目型のタイムラインを、平成30年12月修正した市地域防災計画の風水害編(風水害対策計画)に掲載した。</p>	<p>水害対応、水防訓練等の結果を踏まえ検討していく。</p>	<p>・引き続き、秋川及び平井川のタイムラインは、避難勧告等の判断・伝達マニュアルとの整合性を図りながら作成していく。</p>	<p>・今後発表される残堀川の浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。</p>	<p>・関係部署と連携し、避難勧告などの発令基準を確認している。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域の指定保留を、来年度解除する予定であり、地域防災計画を改定しているため、発令基準等についても、平成31年度に見直しを検討していく。</p>	<p>・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。</p>		<p>・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)</p>	
	<p>・霞川、黒沢川、成木川のタイムラインを作成する必要性について、引き続き検討していく。</p>	<p>・霞川、黒沢川、成木川のタイムラインを、市地域防災計画の風水害編(風水害対策計画)に掲載している。 ・令和元年東日本台風の際に、避難勧告者目型のタイムラインを、市地域防災計画の風水害編(風水害対策計画)に掲載している。</p>	<p>・令和2年5月に「羽村市風水害タイムライン」を作成し、運用している。</p>	<p>・引き続き、秋川及び平井川のタイムラインは、避難勧告等の判断・伝達マニュアルとの整合性を図りながら作成していく。</p>	<p>・今年度公表される残堀川の浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について、見直しを検討していく。</p>	<p>・関係部署と連携し、避難勧告などの発令基準を確認している。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域について、令和元年6月に指定保留を解除した。地域防災計画を改定しており、検討中。</p>	<p>・想定浸水が深いことから、避難勧告等の必要性を引続き検討していく。</p>	<p>・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。</p>		<p>・「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を作成・配布した。引き続き、区市町村のタイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・国が主催するタイムライン作成に関する講習会や各区市町村の取組状況に関する情報共有を図り、区市町村の取組を支援した。(建設局、総務局、港湾局)</p>	
<p>・霞川、黒沢川、成木川のタイムラインを作成する必要性について、引き続き検討していく。</p>	<p>・霞川、黒沢川、成木川のタイムラインを、市地域防災計画の風水害編(風水害対策計画)に掲載している。 ・令和元年東日本台風の際に、避難勧告者目型のタイムラインを、市地域防災計画の風水害編(風水害対策計画)に掲載している。</p>	<p>・令和2年5月に「羽村市風水害タイムライン」を作成し、運用している。</p>	<p>・引き続き、秋川及び平井川のタイムラインは、避難勧告等の判断・伝達マニュアルとの整合性を図りながら作成していく。</p>	<p>・今年度公表される残堀川の浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について、見直しを検討していく。</p>	<p>・関係部署と連携し、避難勧告などの発令基準を確認している。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域について、令和元年6月に指定保留を解除した。地域防災計画を改定しており、検討中。</p>	<p>・想定浸水が深いことから、避難勧告等の必要性を引続き検討していく。</p>	<p>・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている他、多摩川については、タイムラインの検討に参加している。</p>		<p>・引き続き、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」の周知等により、区市町村のタイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・被災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の照会時を活用し、区市町村が避難勧告等を発令する際の判断基準等を確認している。(建設局、総務局、港湾局)</p>		
<p>③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供</p>	<p>・避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、HP、防災行政無線、市民メール、緊急通報メール、アラート、災害情報用スマートフォンアプリ(土砂のみ)および市広報車、消防団車両などにより呼びかけにより、避難対象地区の住民への情報周知を図ることとしている。 ・情報を住民へ確実に伝えることが課題。</p>	<p>・市内に都管理河川は流れていない。 ・避難情報等については、市公式サイト、メール配信サービス、広報車等で市民へ周知を図っている。</p>	<p>・市内に都管理河川は流れていない。 ・避難情報等については、市公式サイト、メール配信サービス、広報車等で市民へ周知を図っている。</p>	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報は公開していない。 ・水害が予想される状況になった場合、あきる野安心メール(登録制メール)において情報提供する。</p>	<p>・河川監視カメラ等は、町内には無い。 ・河川の情報は、ホームページ等で発信していない。 ・河川の情報は住民に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・平常時から地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握しておくとともに、東京都防災情報システムなどで得た気象情報、雨量、水位などの情報を目的の出町防災行政無線や日の出町安心安全メールなどを有効活用し、町民に適切に伝達できるよう努める。 ・河川監視用カメラのリアルタイム情報は、役場防災関連課で情報の共有を図っている。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開していない。 ・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、HP、SNSで住民に伝達している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線で住民に伝達している。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。</p>		<p>・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」で公開している。(建設局) ・未だ外国人向けの情報や外出時の情報収集に課題がある。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進める必要がある。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>
	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を検討する。 ・洪水予報河川、水位周知河川、雨量な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。</p>	<p>・防災行政無線は、気象条件により聞き取りにくいことがあるため、登録制メールの登録拡大を行っている。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討している。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討している。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討している。</p>	<p>・浸水予想区域図の更新後、河川の情報はホームページ等で住民に周知すべきか検討を行う。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、HP、Twitter等で情報提供を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や、防災情報提供システムで提供している流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</p>		<p>・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防災総合情報システム」の改善を検討していく。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めるとともに、区防災担当署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援を行っていく必要がある。(港湾局、建設局)</p>	
	<p>・登録制メールについて、市広報紙等で周知を図った。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・防災情報を提供するツイッターを開始した。引き続き、各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・今後発表される残堀川の浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。</p>	<p>・登録制メールの登録拡大のため、町民へ周知した。</p>	<p>・広報紙・HPを利用し、登録制メールの登録を呼びかけて、情報が住民に確実に伝わるような手段を確認した。</p>	<p>・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線で住民に伝達している。情報提供手段の拡充は引き続き検討していく。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>・「東京都水防災総合情報システム」のホームページについて、スマートデバイス向けページや多言語化(4か国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地点周辺の水防情報等を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)</p>	
	<p>・情報が確実に伝わるように登録制メールの他、ヤフー防災等のアプリ、ツイッターでの配信を開始し、市広報紙等で周知を図った。</p>	<p>・台風19号における避難情報の発令に際しては、防災行政無線、広報車、登録制メール等を活用して伝達したが、特に高齢者を中心に十分に情報が伝わらなかった。今後、この反省をもとに伝達手段の確保を検討していきたい。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行った。 ・引き続き、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・引き続き、各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・今年度公表される残堀川の浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。</p>	<p>・情報が住民に確実に伝わるような手段を検討した。</p>	<p>・村のHP、登録制メール、防災無線(戸別防災無線)で、情報を住民に伝達している。</p>	<p>・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線で住民に伝達している。情報提供手段の拡充は引き続き検討していく。</p>	<p>都内の各区市町村長、防災担当署との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。</p>		<p>・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局) ・水位周知海岸の指定に向けて検討を進めた。(港湾局、建設局)</p>	
<p>・市民メール、ヤフー防災等のアプリ、ツイッター等での配信について、市広報や出前講座等により周知を行い、登録を促した。</p>	<p>・令和元年東日本台風の際を踏まえ、市の防災行政無線の聴覚障害者に対し、戸別受信機の貸出を行っている。登録を促した。 ・防災行政無線音声確認ダイヤルについて、回線を増設した。 ・引き続き登録制メールの登録拡大を図っている。</p>	<p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行った。 ・引き続き、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・浸水想定区域内の要配慮者支援施設へ戸別受信機を配布した。 ・引き続き、各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っているなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・今年度公表された残堀川の浸水予想区域図を踏まえ、今後も検討していく。</p>	<p>・情報が行き届かない危険な区域の住民に、どうすれば情報を伝えることが可能となるか新たな伝達手段を具体的に検討した。</p>	<p>・村のHP、登録制メール、防災無線(戸別防災無線)で、情報を住民に伝達している。情報提供手段の拡充について、検討していく。</p>	<p>・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線で住民に伝達している。情報提供手段の拡充は引き続き検討していく。</p>	<p>都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施</p>		<p>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設するとともに、放送事業者へのカメラ映像の提供を協力的に開始し、情報発信強化を行った。引き続き、カメラを増設するなど、DXの推進とともに水防災情報の発信強化に努めていく。(建設局) ・水位周知海岸及び高潮浸水想定区域の指定を行った。(港湾局、建設局) ・平常時から水位データ、海面のライブ映像、気象情報等ウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムの開発を行った。引き続き、ライブカメラを増設するなど、高潮防災に関する情報の発信強化に努めていく。(港湾局)</p>		

○第百五号建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④危機レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表示による避難情報や防災気象情報の整理を行う。	現状と課題	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	「警戒レベル」「警戒レベル相当」の違いに対して市民が誤解をまわっている。大雨警報も「土砂災害」「浸水害」で警戒レベル相当の違い、市民が誤解をまわっている。警報（「警戒レベル相当」が発令された時点では自主避難所や避難所が開設されていない場合がある。	・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。	・警戒レベルの運用が開始される際には、初の広報誌やホームページ、チラシ作成など周知を図った。台風19号の時に警戒レベル3、台風19号の時に警戒レベル3及び4を発令したが、特に混乱を招くことはなかった。	地域防災計画に、警戒レベルの表記が改定されていない。災害対策本部で決定して発令した。	・警戒レベルを発令に当たっては、地域防災計画に、警戒レベルの表記が改定されていない。令和元年6月に実施後、風水害対策訓練以降、住民及び職員には浸透している。	・気象庁から発表される気象情報等に基づき避難情報については、定められた警戒情報について防災行政無線やツイッターで住民に周知を行っている。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確にし、提供が必要がある。・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。	・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しが必要。（建設局）	【区市町村】 ・区市町村が対象 【気象台】 ・建設局、港湾局	
		今後の取組的	・警戒レベルがわかる形式で、登録制メールや防災行政無線放送の際に、警戒レベルを用いる。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。（台風19号の際は警戒レベルの提示まで至らなかった。）	市が発信する「避難情報」には「警戒レベル」を標示するが、警報などの「気象情報」には、「警戒レベル相当」を記載しない。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	・継続していく。	地域防災計画の改定。庁内職員の意識共有	・引き続き警戒レベルを付した避難情報や防災行政無線（戸別受信機）やツイッターで周知を行う。	・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動、関係機関と連携して実施する。	・洪水予報及び水位周知情報の発表形式の見直しを行い、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。（建設局） ・高潮発生情報発表する際には、警戒レベルが分かる発表文の検討をする。（港湾局、建設局）		
		R1年度												
		R2年度												
⑤防災施設の備前に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る情報共有及びダム放流情報の活用	現状と課題	・小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受けており、市ホームページ等で市民に周知している。	・小河内ダム、白丸ダムから放流通知を受けており、避難勧告等の発令の参考になっている。	・小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受けており、避難勧告等の発令の参考になっている。	・小河内ダム、白丸ダムから放流通知を受けており、避難勧告等の発令の参考になっている。	・小河内ダム、白丸ダムから放流通知を受けており、避難勧告等の発令の参考になっている。	・ダムに関する情報は、都水道局、都交通局から町へ情報提供があるほか、都水道局、都交通局が直接町の防災行政無線で住民に周知を行っている。						【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象（都水防計画に基づく関係機関） 【東京都】 水道局、交通局、建設局
		今後の取組的	・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。	・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難勧告等の発令基準に反映させる。	・小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受けており、避難勧告等の発令の参考になっている。	・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難勧告等の発令基準に反映させる。	・引き続き都水道局、都交通局による住民への周知を行っていた。							
		R1年度												
		R2年度												
⑥隣接区市町村への避難体制の共有	・洪水予想区域、高潮浸水想定区域等を中心に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し避難体制を構築していく。	現状と課題	・市民防災ハンドブックの防災マップに浸水予想区域の浸水深を掲載し周知している。 ・隣接する市町村への避難は想定していないため、他市の避難所等の情報は提供していない。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・ハザードマップで避難場所や大まかな避難方向を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。	・ハザードマップで避難場所を公表し、浸水想定区域や避難所の把握を周知している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要であるが、状況に応じて避難経路を変更する場合も想定しておく必要がある。 ・隣接する市町村への避難は想定していないため、他市の避難所等の情報は提供していない。	・浸水害のハザードマップは作成していないが、土砂災害のハザードマップ及びホームページには避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 ・隣接する市町村との連携は行っていない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。 ・隣接する市町村への避難は想定していないため、他市の避難所等の情報は提供していない。	・隣接市町の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・隣接市町への避難等は計画していない。	・氾濫しても予想されている浸水深が浅く住民や地下施設等の利用者に命の危険を及ぼすおそれがないことから、隣接区市町村への避難等は計画していない。				【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の取組的	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・隣接する市町村の住民が当市へ避難することが想定されるため、今後、情報共有を図る。 ・東京より残堀川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表される予定のため、他の流域の改正状況を確認しながら現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制構築の必要性を検討していく。					・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表するなど自治体が作成するハザードマップの作成を支援している。（建設局、下水道局） ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に裏した浸水予想区域図を作成し、公表している。（建設局、下水道局） ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局） ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。（建設局） ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。（総務局）
		H30年度												
		R1年度												
R2年度														

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>●要配慮者利用施設等における避難計画等に関する取組の実施状況の確認</p>	<p><b>現状と課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握しておく必要がある。</li> <li>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</li> <li>・現在、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設はない。</li> <li>・地下街は存在しない。</li> </ul>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握しておく必要がある。 <li>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</li> <li>・現在、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設はない。</li> <li>・地下街は存在しない。</li> </p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 <li>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</li> <li>・現在、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設はない。</li> <li>・地下街は存在しない。</li> </p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 <li>・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。</li> <li>・現在、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設はない。</li> <li>・地下街は存在しない。</li> </p>	<p>・浸水想定区域内等に要配慮者利用施設等が存在しない。 </p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)</li> <li>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>・区市町村に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局、下水道局、港湾局)</li> <li>・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局)</li> <li>・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局)</li> <li>・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)</li> <li>・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局)</li> <li>・東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局)</li> </ul>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化局</p>
	<p><b>今後の具体的な取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</li> </ul>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 </p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・区市町村に対して、技術的助言を行っている。(建設局、下水道局、港湾局)</li> <li>・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。</li> <li>・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)</li> <li>・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局)</li> <li>・必要に応じて、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行う。(生活文化局)</li> <li>・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局)</li> </ul>	
	<p><b>H30年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況について説明会を実施した。</li> </ul>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、平成30年12月修正の市地域防災計画に定めた。 </p>	<p>・多摩川洪水浸水想定区域内の要配慮者施設(特別養護老人ホーム)への情報提供や避難確保計画作成の支援を行った。その結果、平成30年5月に施設で避難確保計画が策定された。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水想定区域内等に要配慮者利用施設等が存在しないが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。 </p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・澁川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表し、園に情報提供した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・所管・管理の施設を各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局)</li> <li>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁)</li> <li>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</li> <li>・所管法令に基づく指導監査の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</li> <li>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</li> <li>・各地区において、緊急連絡体制に基づき情報伝達区訓練を行うとともに、浸水対策計画の時点更新を実施。(都市整備局)</li> </ul>	
	<p><b>R1年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> <li>・地域防災計画に定められた地下街等において、浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> </ul>	<p>・地域防災計画に定められた施設等に対して、避難確保計画の作成支援や浸水防止のための訓練の実施状況を確認している。 </p>	<p>平成31年4月に1施設で避難確保計画が策定された。令和元年8月に1施設で避難確保計画が策定された。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・今年度公表される猪瀬川の浸水予想区域図を踏まえ、想定される区域内の要配慮者利用施設を把握する予定である。 <li>・今年度から地域防災計画の改訂を実施し、協議を行っている。</li> </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域の要配慮者利用施設はない。 </p>	<p>・浸水想定区域内等に要配慮者利用施設等が存在しないが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。 </p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「奥城川流域」「奥目川、落合川、初瀬川、空堀川及び奥長瀬川流域」「澁川流域、大栗川及び三沢川流域」「江東内都河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成し、公表した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。(福祉保健局)</li> <li>・所管法令に基づく指導監査の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</li> <li>・対象となる都立学校計6校において、水害を想定した避難訓練を実施するよう指導した。(教育庁)</li> <li>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</li> <li>・東京都地下街等浸水対策協議会では、地元区とともに各地区部会や幹事会を開催し、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を実施(都市整備局)</li> <li>・渋谷、上野、御徒町、浅草の3地区で先行して、地下街等の出入口について、施設管理者とともに雨水の流入箇所を把握し避難経路を精査。(都市整備局)</li> <li>・都民や施設管理者・テナントの意見を踏まえるPR動画を制作(都市整備局)</li> </ul>
<p><b>R2年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。</li> </ul>	<p>・地域防災計画に定められた施設等に対して、避難確保計画の作成支援や浸水防止のための訓練の実施状況を確認している。 </p>	<p>地域防災計画改訂に先立って、新たに記載される要配慮者利用施設に「避難確保計画」作成、「避難訓練」実施の説明を行った。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 <li>・令和2年11月現在、10施設が計画を作成し、市に提出している。</li> </p>	<p>・今年度から地域防災計画の改訂を実施し、協議を行っている。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・引き続き、浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設や地下街等を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 </p>	<p>・浸水が予想される区域の要配慮者利用施設はない。 </p>	<p>・浸水想定区域内等に要配慮者利用施設等が存在しないが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。 </p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高川及び多摩川上流圏域」「秋川及び平井川流域」「廣田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川圏域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成し、公表し、都内で改定を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を公表し、区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> <li>・所管法令に基づく指導監査の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</li> <li>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁)</li> <li>・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局)</li> <li>・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を7月から8月に各1回、1月から2月に各1回の計各2回を感染対策を行いつつ、開催した。(都市整備局)</li> <li>・水害情報は、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、新規に上野・御徒町地区では避難誘導、浸水防止対策の実施形式による訓練を実施した。(都市整備局)</li> <li>・各部会の代表団体会や学識経験者、行政関係部署により構成される幹事会を6月に審議して開催した。(都市整備局)</li> <li>・昨年度に引き続き、有楽町、銀座の2地区で、地下街等の出入口について、地元区と施設管理者とともに感染対策を行いつつ、避難経路を精査した。(都市整備局)</li> <li>・9月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイン等上で上映した。(都市整備局)</li> </ul>	

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	現状と課題												【東京都】建設局、下水道局、港湾局
	今後の具体的な取組												・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)
	H30年度												・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)
	R1年度												・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「奥荒川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園城、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・浸水予測データに実線に向けて、改定したデータを順次国に提出した。(建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)
R2年度													・「霞川及び多摩川上流園城」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川園城」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等に基づき区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)
⑦水害ハザードマップの作成、改良と周知	現状と課題	・浸水予想区域の浸水深を防災マップで表示し、市民へ周知している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・霞川・多摩川上流園城浸水予想区域図において、市内に空白区域があり、ハザードマップへ反映できない。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・多摩川洪水内水ハザードマップは、作成時に全戸配布、ホームページに掲載し、周知を図っている。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・国管理河川である多摩川において、国土交通省が公表している洪水浸水想定区域図を基にハザードマップを作成し公表している。なお、平成28年度に見直された洪水浸水想定区域図の内容については、平成29年度にマップを作成し反映する。 ・ハザードマップは、作成時に全世帯に配付し、転入者には、市民課の住民登録時に窓口で配付している。 ・本市は、防災マップとハザードマップを両面している。 ・ハザードマップは、洪水と土砂災害の区域について掲載している他に、①警報と注意報の発表基準、②地震に備えた事前の心得、③地震発生時における避難の心得、④水害に備えた事前の心得、⑤水害発生時における避難の心得、⑥土砂災害危険箇所説明、⑦非常時持ち出し品リストの情報について掲載している。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、全戸配布している。 ・ハザードマップには、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難場所等を示しているとともに、裏面には、気象情報や避難行動の仕方など災害に関する情報を掲載している。 ・市ホームページで公表しているが、住民が関心を示しているかは未知数であるため、住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、全戸配布している。 ・ハザードマップは、ホームページに掲載し周知している。 ・ハザードマップは、転入者及び窓口来庁の希望者へ配布している。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・ハザードマップは、全世帯へ配布し、新規住民になった方は転入手続き終了後、当該カウンターにて個別に説明している。 ・ハザードマップに掲載している項目 日の出町避難行動計画 砂防災害ハザードマップの目的 日の出町の地震動分布図 警報と注意報の発表基準 雨の強さと盛り方 避難時の心得 洪水予報等・避難情報の伝達方法 非常時出品調達 我が家の防災メモ 町からの情報提供など 気象情報一覧	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成していない。	・児童しても住民や地下施設等の利用者への危険を及ぼすおそれがないことから、ハザードマップは作成していない。	・児童しても住民や地下施設等の利用者への危険を及ぼすおそれがないことから、ハザードマップは作成していない。		・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局) ・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)	【区市町村】全区市町村が対象 【東京都】建設局、下水道局、港湾局
	今後の具体的な取組	・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップの作成を検討する。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。				・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)
	H30年度	・市民へ配布する洪水ハザードマップの作成を検討した。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	・平成31年3月改訂予定の福生市防災マップに、想定最大規模の浸水想定区域図をあらためて掲載し、全戸配布により周知する予定。	・水防訓練や出前講座の際にハザードマップの説明を行い洪水浸水区域や避難情報などについて説明し水害への防災意識の向上を図った。 ・市公民館等の設置及び転入者へ配布し周知に努めた。	・引き続き、住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・31年度から地域防災計画の修正に合わせて、水害ハザードマップを作成予定である。	・ハザードマップは、全世帯へ配布し、新規住民になった方は転入手続き終了後、当該カウンターにてハザードマップを個別に説明・配布し周知を図った。	・ハザードマップの更新に際しては、他市区町村の事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討した。	・引き続き住民への効果的な周知方法の検討を行っていく。				・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、都が公表した高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)
	R1年度	・霞川・多摩川流域浸水予想区域図が改定された段階でハザードマップの作成を検討することとした。	・住民へハザードマップを周知するため、総合窓口において市内に転入する市民にもれなく配布を実施している。	平成30年4月の全戸配布した。以降は、転入者へ配布及び窓口配布を実施	・引き続き、住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・水害ハザードマップについて、作成中で、令和2年度の出水期前には、全戸配布する予定で進めている。	・ハザードマップは、全世帯へ配布し、新規住民になった方は転入手続き終了後、当該カウンターにてハザードマップを個別に説明・配布し周知を図った。	・ハザードマップを制作した。(浸水予想区域なし)	・引き続き住民への効果的な周知方法の検討を行っていく。				・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「奥荒川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園城、大栗川及び三沢川流域」「江東内部河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)
R2年度	・霞川・多摩川流域浸水予想区域図が存在するため、対応を検討している。	・住民へハザードマップを周知するため、総合窓口において市内に転入する市民にもれなく配布を実施している。	平成30年4月の全戸配布した。以降は、転入者へ配布及び窓口配布を実施	・秋川及び平井川流域で発表された浸水予想区域図の改訂にともない、令和3年度にハザードマップを作成予定である。作成した際には全戸配布し、以後転入者へは窓口配布を行う。また、ホームページの更新も行う。	・令和2年度に水害ハザードマップを作成。令和3年度の出水期前には、全戸配布をした。	引き続き、新規転入世帯へのハザードマップの配布と説明を継続していく。令和3年度に更新予定のハザードマップの掲載情報の内容、配布対象、スマホで閲覧可能なアプリの導入等を検討していく。	・令和2年8月に秋川・平井川流域浸水予想区域図が改定されたため、令和3年度にハザードマップの改定を予定している。	・引き続き住民への効果的な周知方法の検討を行っていく。				・「霞川及び多摩川上流園城」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川園城」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等に基づき区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関			
⑨まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	・市内に都管理河川は流れていない。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・「まるごとまちごとハザードマップ」の実施の手引き等を参考に取組を検討している。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の実施の手引き等を参考に取組を検討している。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の実施の手引き等を参考に取組を検討している。 ・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。	・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。				・国からの情報を区市町村へ提供し、支援している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局		
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に調査・研究をする。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。				・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)		
		H30年度	・実施手引きを参考にすることが、具体的な取り組みまでには至らなかった。	・引き続き検討を行った。	・他区市町村の取組事例を参考に調査・研究をする。	・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・他町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・引き続き他区市町村の取組事例の収集を行い、検討を行っていく。			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)	
		R1年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・引き続き検討を行った。	・他区市町村の取組事例を参考に調査・研究をする。	・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・他町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・引き続き他区市町村の取組事例の収集を行い、検討を行っていく。			・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)	
		R2年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・引き続き検討を行った。	・浸水想定区域内にある、町内会長に協働意向確認を行った。(町内会としての明確な方向性は示されなかった。)	・他区市町村の取組事例を参考に調査・研究をする。	・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他市町村の取組事例を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・他町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・引き続き他区市町村の取組事例の収集を行い、検討を行っていく。				・引き続き、国からの情報を区市町村へ提供し、取組を支援していく。(建設局)	
⑩浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題	・市内に都管理河川は流れていない。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・洪水ハザードマップで多摩川における浸水実績を公表している。	・河川氾濫による過去に大きな浸水被害がないため、公表するデータ自体がなく、雨水の流入や道路冠水の情報について、問合せに対応している。	・H28年台風9号の浸水実績を町の全図に記し浸水マップを作成したが、個人宅を特定する可能性があり個人情報の観点から、住民への周知等は行っていない。	・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・浸水実績等に関する情報は保有していない。				・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局		
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。				・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		H30年度	・住民への周知方法について、具体的な取り組みまで至らなかった。	・引き続き検討を行った。	・他市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き、他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・災害情報をまとめHP等で閲覧できるように検討する。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。				・引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		R1年度	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き検討を行った。	・他市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き、他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・災害情報をまとめHP等で閲覧できるように検討する。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。				・ホームページで浸水実績については公表しており、引き続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)		
		R2年度	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き検討を行った。	・引き続き、他市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き、他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。				・ホームページで浸水実績については公表している。引き続き、利便性向上のための改善やより多くの住民へ周知する方法について検討していく。(建設局)	

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。	現状と課題	・自助の取組を促すため、マイタイムラインの冊子を市役所等市の施設で配布している。	・自助の取組を促すために、東京都が作成したマイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を公共施設に設置し、配布を行っている。 ・学校や町内会等で防災講話を行った際には、水害リスクに関する周知を図っている。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	各戸に「東京マイタイムライン」を配布し、令和元年6月に東京都と合同で風水害対策訓練時に、説明会を開催はあるが、作成はすすんでいない。	・土砂災害ハザードマップを全世帯に配布し、各世帯で危険箇所の把握や避難経路等を確認していただくよう周知を行っている。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
	今後の具体的な取組	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方を検討している。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方を検討している。	「マイタイムの書き方」講習会などを実施している。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方を検討している。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方を検討している。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方を検討している。	各自治会単位のハザードマップ、避難経路の検討、避難のタイミングを検討する研修会を実施する。	・土砂災害ハザードマップや東京マイタイムライン等を活用しながら一人ひとりの避難計画の作成について周知、推進を行っている。			・住民一人ひとりの避難計画等の作成促進に向けて検討する。(総務局)		
	R1年度												・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・東京都防災アプリに、水害リスクを確認できる「水害リスクマップ」機能を追加した(総務局) ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)	
	R2年度	・地区での出前講座等の実施の際に、マイタイムラインについての周知・啓発を図った。	・東京マイタイムラインの冊子の配布を行っている。 ・市政出前講座のメニューに、「マイタイムラインの作成について(風水害に備えた避難行動計画)」を追加している。	「マイタイムの書き方」講習会などを実施した。 市の広報番組や公式サイトで「マイタイムの書き方」を放映・動画配信を行った。	・自助の取組を促すために、9月1日号の市広報紙で東京マイタイムラインを周知するとともに、マイタイムラインの冊子を市役所本庁舎と五日市出前所に10月策まで約2か所月間設置し、約1300部配布を行った。	学校及び町内会講座等の実施の際に、東京マイタイムラインについての周知・啓発を図った。	新規転入世帯へハザードマップとマイタイムラインの冊子を配布し、危険箇所の把握と、避難計画の策定を促す説明を行った。 自治会のマイタイムラインを使った研修会に資料提供等を実施した。	令和元年度に実施した都との合同水防訓練において、全市民向けにマイタイムラインの作成講習会を実施した。引き続き、村民に個別避難計画の重要性について、周知を行っている。	・土砂災害ハザードマップや東京マイタイムライン等を活用しながら一人ひとりの避難計画の作成について周知、推進を行っている。			・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。【新型コロナウイルスのため中止中】(総務局)		
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者の個別避難計画策定の検討及び避難行動要支援者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について、取組を進めている。 ・例年実施している総合防災訓練の時に合わせ、民生委員及び自主防災組織による避難行動要支援者への安否確認訓練を行っている。	災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新を行い、事前提供同意者の名簿を避難行動要支援者(町内会・民生委員など)に提供している。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	避難行動要支援者の個別避難計画は、策定していない。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。				【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局	
	今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について、取組を進めていく。	引き続き、避難行動要支援者名簿の策定・更新を進めていく。 個別計画策定については、調査・研究していく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	現状を確認し、今後、策定に向けて検討を行う。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)		
	R1年度												・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
	R2年度	・令和2年度避難行動要支援者名簿に土砂災害警戒区域および浸水想定区域の誤差を掲載する準備を進めている。 ・避難行動要支援者の個別計画策定に向けて、検討を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について、取組を進めていく。	引き続き、避難行動要支援者名簿の策定・更新を進めていく。 個別計画策定については、調査・研究している。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。	引き続き避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。	引き続き避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画策定について検討する。	地域包括支援センター福祉部門と連携し、避難行動要支援者対策を検討している。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。				・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・毎年実施している土砂災害対応訓練において、水災への対応について周知を図っている。 出前講座において、水災への対応についての周知を図っている。	・広報物や市民出前講座などにより、水害リスクに関する周知を図っている。	防災訓練や水防演習など町内会の役員などが参加している。	・防災リーダー育成に向けた研修を実施している。	・学校や町内会等で防災講話を行った際には、水害リスクに関する周知を図っている。	・各地域の防災組織へ、水害リスクに関する周知を図る。	地域の防災力の向上のための研修等は行っていない。	・町内に自主防災組織を組織したが、その後の活動等については、各自主防災組織の判断で行っている。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) 【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局	
	今後の具体的な取組	・毎年開催している防災リーダー講習会のプログラムに水災への対応を追加することを検討していく。 ・全戸配布している防災ハンドブック内の水災に関する箇所の市民への更新周知方法を検討していく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させる方を検討していく。	引き続き、町内会役員などと連携して防災に取り組んでいく。	・防災リーダー育成事業を実施した。 ・地域防災力向上のために、共助を支援する取組や方法を検討していく。 ・住民に対する防災講話を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・学校や町内会等で防災講話を実施し、水害リスクに関する周知を行った。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方を検討していく。	地域の防災力の向上については、各自治会役員及び消防団員の力が必要だと考える。 今後、研修会を実施する。	・地域防災の担い手となる人材育成について検討する。			・地域防災力の向上のための人材育成や専門家リストの作成に向けて検討を進める。(総務局、建設局)		
	R1年度											・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・区市町村等の取組を支援する専門家リストを作成し、共有している(建設局)		
	R2年度	・毎年開催している防災リーダー講習会のプログラムに水災への対応を追加することを検討していく。 ・全戸配布している防災ハンドブック内の水災に関する箇所の市民への更新周知方法を検討していく。	・防災リーダー育成に向けた研修を実施している(本年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み中止)。 ・広報物や市政出前講座などにより、水害リスクに関する周知を行っている。	引き続き、町内会役員などと連携して防災に取り組んでいく。	・地域防災力向上を目的とした避難所運営訓練を町内会・自治会連合会・消防・安心地域委員会と合同で検討した。 ・町内会・自治会連合会に対して防災講演会を行った。 ・防災リーダー認定者数約800人	学校・町内会等で防災講話を実施し、水害リスクに関する周知を行った。	地域防災力向上の担い手となる人材育成についての方法を検討していく。	今後、防災リーダーの育成に向けた取組を検討していく。	・地域防災の担い手となる人材育成について検討する。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。【新型コロナウイルスのため中止中】(総務局) ・区市町村等の取組を支援する専門家リストを作成し、共有している(建設局)		

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	現状と課題	・関係機関が連携した訓練は実施していない。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・水害を想定した訓練は実施していない。 ・避難訓練の実施について検討する必要がある。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・隔年で実施している水防訓練において、自主防災組織による避難訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加する訓練を実施する必要がある。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。 ・浸水想定区域の住民による避難訓練を実施する必要がある。	・多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・関係機関が連携した訓練には参加していない。	区市町村が行う避難訓練（防災訓練）には参加していない。		・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。（建設局） ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
	今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を検討していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・地域の自主防災組織と連携して、避難訓練の実施に向けて検討していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と地域の実情に即した訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・避難訓練の実施の必要性について引き続き検討していく。	・区市町村が行う避難訓練（防災訓練）が充実したものと なるよう、協力していく。	・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局） ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。（総務局）			
	H30年度	水防に関する避難訓練を検討していく。	・引き続き検討を行った。	・消防署と合同で、自主防災組織、消防団、関係機関が参加する水防訓練（隔年）を実施し、洪水浸水想定区域ごとに市民を集め、それぞれに水防訓練や避難方法の説明等を実施した。	平成30年度東京都あきる野市合同風水害対策訓練を実施した。	・水防に関する避難訓練も引き続き検討していく。	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。	・平成31年度 東京都と合同で風水害対策訓練を、平成31年6月16日に予定している。	・避難訓練の実施の必要性について引き続き検討していく。	10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施			・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局） ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。（総務局）	
	R1年度	・引き続き、水防に関する避難訓練を検討していく。	・引き続き検討を行った。	・町内会要望による出前講座を実施した。	・各町内会・自治会で実施する防災訓練を支援した。 ・台風19号の実災害対応のため、総合防災訓練を中止した。	・総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、9会場の内2会場については、土砂災害を想定し、住民参加型の避難訓練を実施した。	・総合防災訓練は、台風19号の被害により中止した。	・東京都と合同で風水害対策訓練を、令和元年6月16日に檜原村総合運動場で実施した。住民300人が参加した。 ・令和元年8月25日に檜原村総合防災訓練を実施した。	・避難訓練の実施の必要性について引き続き検討していく。	・令和元年9月1日東京都・多摩市合同、9月29日葛飾区、10月6日清瀬市の総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。			・多摩市と合同訓練、島しょ部の各町村と同時間上訓練を実施した。（総務局） ・河川情報の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局）	
	R2年度	・毎年度実施している総合防災訓練については、コロナウイルス感染症の影響により中止とした。来年度以降も、例年どおり実施する予定	・引き続き検討を行った。	総合防災訓練の一環として、全世帯に「東京マイタイムライン」を配布し、各世帯で避難行動を検討する訓練を実施した。	・各町内会・自治会で実施する防災訓練を支援した。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、消防団の水防訓練を中止した。また、総合防災訓練についても中止とした。	・総合防災訓練として新型コロナウイルスの影響を考慮して、訓練参加人員の密を避けるため、タオルを使用した、消火器の水防訓練を中止した。また、総合防災訓練についても中止とした。	総合防災訓練は30日の影響を考慮して中止とした。今後はどのような形での訓練が実施可能であるかを検討する。	令和2年6月30日に総合防災訓練を実施したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、住民参加を見送った。避難訓練については、定期的に実施していく。	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民が参加する避難訓練などは中止とした。	・令和2年7月28日防災気象情報の改善内容について、区市町村防災担当者向けに説明を実施 ・9月27日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・11月22日東京都・北区合同訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。			・武蔵村山市と合同で風水害を対象とした訓練を実施した。（総務局） ・河川情報の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局、港湾局）	
④防災教育の充実	現状と課題	・毎年教員に配付される「安全教育プログラム」（東京都教育委員会）によって、「気象災害時の安全」として風水害の理解と安全な行動を教えている。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・毎年9月に実施している防災訓練に、市内の中学2年生生徒が参加しているため、訓練前に授業の一環として、防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・学校等の依頼により、防災教育を実施している。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。			【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化局、総務局	
	今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き、防災教育を実施していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向けて取り組む。		・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることとなっている指導計画を各学校に周知する。（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行っていく。（教育庁）		
	H30年度	引き続き、防災教育の実施を検討していく。	・引き続き検討を行った。	・水防訓練、出前講座、防災バスター（市内防災施設見学会）などで水防意識の向上を図るため説明等を実施した。	・引き続き、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・瑞穂農業高校、瑞穂中学校、第三小学校に対して、防災教育の観点から防災講話を実施した。今後も引き続き取り組むについて検討していく。	・防災教育を実施した。	・今後、教育委員会等と連携し、小・中学校の防災教育の拡大を検討する。	・防災教育実施拡大について引き続き検討していく。	・ポケット版フリープリント「スマホで分かる気象災害から命を守る！」を頒布し、都内の小中学校へ配布 ・都内全小中学校に配布された「東京マイタイムライン」について、策定段階の協力・助言を行った。			・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁）	
	R1年度	・引き続き、防災教育の実施を検討していく。	・引き続き検討を行った。	出前講座、防災バスター（市内防災施設見学会）などで水防意識の向上を図るため説明等を実施した。 ※防災バスターは、コロナ感染症拡大防止のため中止とした。	・引き続き、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・瑞穂第一小学校、第三小学校、瑞穂中学校、瑞穂農業高校に対して、防災講話、備蓄品等の見学を行い、水害知識の向上を含めた防災教育を実施した。	・防災教育を実施した。	・今後、教育委員会等と連携し、小・中学校の防災教育の拡大を検討する。	・防災教育実施拡大について引き続き検討していく。	・東京都の教職員専門性向上研修に参加し、小・中・高・特別支援学校の教員に対して気象庁ワークショップを実施した。 ・北区神谷中学校での防災教育（体験型講座）にブースを出展した。			・都内全小中学校に「東京マイタイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施した。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。（総務局） ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁）	
R2年度	・防災教育として、小学校へ出前講座を実施した。	・引き続き検討を行った。	出前講座を実施した。 防災バスター（市内防災施設見学会）などで水防意識の向上を図るため説明等を実施予定。	・安全教育推進校に指定されている、中学校の担当教員に、指導計画作成支援を行った。 ・引き続き、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・瑞穂第一小学校、第四小学校、瑞穂農業高校に対して、防災講話、備蓄品等の見学を行い、水害知識の向上を含めた防災教育を実施した。	・防災教育を実施した。	・引き続き、教育委員会等と連携し、小・中学校の防災教育の拡大を検討する。	・防災教育実施拡大について引き続き検討していく。	・荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。			・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイタイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイタイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。（総務局） ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。（生活文化局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁） ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイタイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。（教育庁）		



○西多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」  
円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④水位計、河川監視用カメラ等の整備	現状と課題	・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・市内に都管理河川は流れていない。	・国管理河川である多摩川に、水位計や河川監視用カメラ等を設置している。 ・市内に都管理河川は流れていない。	・水位計は国や東京都が設置した水位計や河川監視用カメラ等を設置している。河川監視用カメラはH29年度3箇所を設置した。 ・水位計や河川監視用カメラは、秋川及び平井川の支流は設置されておらず、小規模河川の状況が把握できない。	・水位計や河川監視用カメラ等は設置していない。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・現在、国や東京都の水位計や河川監視用カメラ等は設置していない。水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。			・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局) ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。(建設局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局、交通局)	【区市町村が対象】 【東京都】建設局、水道局、交通局
	今後の具体的な取組	・東京都の設置する河川監視用カメラの活用を検討していく。			・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局) ・水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。(建設局) ・ダム放流警報等の耐水化の必要の有無について確認する。(水道局、交通局)	
	H30年度	・国交省において開港を進めている、低コストで導入が可能なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む。)、河川監視用カメラの配置について検討する。 ・ダム放流警報設備等の耐水化の必要の有無について確認する。			・引き続き、水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、引き続き検討していく。	・水位標と河川監視用カメラを設置した。	・西多摩建設事務所等と必要性・設置について、検討していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置の必要性を引き続き検討し必要に応じて設置していく。			・2019年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を策定する予定である。(建設局) ・2019年度に柳瀬川、空堀川、奈良橋川に4箇所水位計を設置する予定である。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)	
	R1年度	・東京都の設置する河川監視用カメラの活用を検討していく。			・引き続き、水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。 ・水位計の設置を要する箇所を調査し、都へ報告した。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、引き続き検討していく。	・H30に水位標と河川監視用カメラを設置した。	・西多摩建設事務所等と必要性・設置について、検討していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置の必要性を引き続き検討し必要に応じて設置していく。			・現地確認の結果、ダム放流警報設備等の耐水化について現時点で必要ないことを確認した。(水道局、交通局) ・水位計等の設置計画策定や、河川監視用カメラ等の設置に向けて検討を進め、リアルタイムの情報発信強化を図った。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)	
	R2年度	・東京都の設置する河川監視用カメラの活用を検討していく。			・台風19号で被害のあった、山田大橋下流秋川左岸に、都が河川カメラを設置したことにより、河川映像を有効活用している。秋川及び平井川流域で発表された浸水予想区域の改訂に伴い、浸水域が拡大した平井川下流域についても、水位計の設置について都に要望する。 ・引き続き、水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、引き続き検討していく。	・H30に設置した水位標と河川監視用カメラによりリアルタイム情報として活用している。	・西多摩建設事務所等と必要性・設置について、検討していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置の必要性を引き続き検討し必要に応じて設置していく。			・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にやっていく。(交通局) ・現地確認の結果、ダム放流警報設備等の耐水化について現時点で必要ないことを確認済である。(水道局) ・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラや水位計を増設した。(建設局) ・引き続き、監視カメラや水位計の増設に取組むとともに、カメラ映像の動画配信について検討を行っていく。(建設局)	

2) 的確な水防活動のための取組  
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑤水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備	現状と課題	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・防犯倉庫等に土のう、スコップ等の資機材を配備している。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・国管理河川において、出水期前に、国土交通省東京河川事務所等関係部署と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するための河川巡視を実施している。 ・備蓄倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・町内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。 ・備蓄倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。	・町内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検には参加していない。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村が対象】 【東京都】建設局	
	今後の具体的な取組	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。			・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)		
	H30年度	出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。 ・国管理河川において、出水期前に、国土交通省東京河川事務所等関係部署と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・現在備蓄している水防資機材の再確認を行い、今後導入すべき資機材を把握している。 ・国管理河川において、出水期前に、国土交通省東京河川事務所等関係部署と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・適宜、水防資機材の更新を実施した。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・引き続き、新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。					・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)	
	R1年度	出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・出水期前に、河川管理者、地元住民等と、水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・引き続き、新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。					・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄計画について見直しとともに、倉庫整理を実施した。(建設局)	
R2年度	出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・出水期前に、河川管理者、地元住民等と、水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・引き続き、新たに水防上注意を要する箇所が指定された場合は、河川管理者や消防機関と連携して共同点検に参加していく。					・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄計画について見直しとともに、倉庫整理を実施した。(建設局)		

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①水防訓練の充実	現状と課題	・毎年実施している土砂災害対応訓練時に、水防訓練を消防署、消防団と連携実施している。	・隔年において消防署・消防団との合同水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・水防訓練は実施していない。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。	・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取組訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・災害対策基本法に基づいて風水害訓練を地元地域と連携して実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局
	今後の具体的な取組	・引き続き、土砂災害対応訓練時に、水防訓練を実施していく中で、住民が参加しやすい訓練を検討していく。	・隔年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・隔年で実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・住民参加による水防訓練の実施を検討していく。	・毎年実施している総合防災訓練に水害を想定するなど、関係機関等と検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。	・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(建設局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)		
	H30年度	毎年、実施している土砂災害対応訓練時に、水防訓練(土のう工法の演習)を実施した。	・30年度は実施年度ではないため、31年度の訓練に向けて引き続き検討を行った。	・消防署と合同で、自主防災組織、消防団、関係機関が参加する水防訓練(隔年)を実施し、洪水浸水想定区域ごとに市民を集め、それぞれに水防訓練や避難方法の説明等を実施した。	・引き続き、住民参加による水防訓練の実施を検討していく。	・引き続き、毎年実施している総合防災訓練に水害を想定するなど、関係機関等と検討していく。	・あきる野市・日の出町・檜原村・秋川消防署合同水防訓練を平成30年5月13日に実施した。 ・住民を対象とした総合防災訓練で、土嚢の作り方、積み方の演習を平成30年11月11日に実施した。	・檜原村・あきる野市・日の出町・秋川消防署合同水防訓練を平成30年5月13日に実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	5月26日東京消防庁・北区合同総合水防訓練に参加	・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
	R1年度	・毎年、実施している土砂災害対応訓練時に、水防訓練(土のう工法の演習)を実施した。	・隔年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民参加型の水防訓練を実施した。	町内会要望による出前講座を実施した。水防訓練は、コロナ感染症拡大防止のため中止した。	・引き続き、住民参加による水防訓練の実施を検討していく。	・毎年実施している総合防災訓練で、自衛隊指導のもと、土のうの作り方、積み方の訓練を実施した。	・秋川消防署合同水防訓練は隔年実施のため、本年度は実施していない。	・隔年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	令和元年5月25日東京消防庁・板橋区合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。	・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(建設局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
	R2年度	・土砂災害対応訓練が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、単独で、水防訓練(土のう工法の演習)を実施した。	・令和2年度は実施年度ではないため、令和3年度の訓練に向けて引き続き検討を行った。	町内会要望による出前講座を実施した。水防訓練は、コロナ感染症拡大防止のため中止とした。	・引き続き、住民参加による水防訓練の実施を検討していく。	・引き続き、毎年実施している総合防災訓練に水害を想定するなど、関係機関等と検討していく。	秋川消防署管内(秋川流域)合同により隔年で実施している水防訓練について、本年はコロナ感染防止により中止としている。	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により隔年で実施している水防訓練が実施できなかった。今後も多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	コロナ禍のため、実動訓練に参加する機会が無く実施することが出来なかった。	・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等を実施していく。(建設局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を試行的に実施した。引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)	
②水防に関する広報の充実	現状と課題	・ホームページのほか、改選期前の2月の広報紙で消防団員の募集を行っている。また、イベント会場でも周知を図っている。	・市広報紙や年2回発行の安全安心まちづくりだよりを通じて、水防活動を行う消防団員や自主防災組織のPRなどを行っている。	・市公式サイトや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局
	今後の具体的な取組	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて消防団員の募集を行っている。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
	H30年度	ホームページや広報紙等を通じて、消防団員の募集を行った。	・消防団の団員確保検討委員会において、入団促進の検討を行った。	・市公式サイトや広報誌、市のイベント等を通じて消防団の周知、消防団員の募集などを図った。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・町の実施するイベント等で、消防団のブースを設置するなど、入団促進の支援を行っている。	・広報紙・HPへの掲載、地元各分団で動誘を実施している。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
	R1年度	・イベント会場やホームページ、広報紙を通じて、消防団の募集を行っている。	・引き続き、消防団の団員確保検討委員会において、入団促進の検討を行った。	・市公式サイトや広報誌、市のイベント等を通じて消防団の周知、消防団員の募集などを図った。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・広報紙・HPへの掲載、地元各分団で動誘を実施している。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・東京商工会議所の防災委員会にて、講演による広報を実施した。(総務局)	
	R2年度	・イベント会場やホームページ、広報紙を通じて、消防団の募集を行っている。	・引き続き、消防団の団員確保検討委員会において、入団促進の検討を行った。	・市公式サイトや広報誌、市のイベント等を通じて消防団の周知、消防団員の募集などを図った。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・広報紙・HPへの掲載、地元各分団で動誘を実施している。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。		・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
③水防活動を行う消防団での連携、協力に関する検討	現状と課題	・消防団と連携し、消防団本部の指揮のもと各分団で情報共有を図り活動している。	・西多摩地区各市町村の消防相互応援協定、並びに立川市、昭島市と個別に締結している消防相互応援協定の中で、水防活動を含む災害時における消防団の協力体制を構築している。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。 ・福生消防署管内町消防相互応援協定 ・消防相互応援協定(西多摩地区4市3町1村)	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。			【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
	今後の具体的な取組	・引き続き、消防団間の連携、協力を図っていく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。		連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	
	H30年度	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・市総合防災訓練において、隣接市の消防団の派遣要請を行い、協力体制の再確認を行った。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防署と消防団等の合同水防訓練が開催され、活動の連携強化を図っている。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。		・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
	R1年度	・市と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。		・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
	R2年度	・毎年度、土砂災害対応訓練に合わせて、合同水防訓練を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・消防団間の連携、協力体制を継続していく。		・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法の区市町村への周知について検討していく。(建設局)	

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」  
多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
<p>④災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。</p>	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・浸水・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し、必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。</p>	<p>・災害拠点病院の立地状況を確認している。</p>			<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局</p>
	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>			<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</p>	
	<p>H30年度</p> <p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域内の災害拠点病院を把握し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。</p>	<p>・村で唯一の医療機関は、浸水しない地区であることを確認する。 ・村の施設であるので、確実な情報伝達を行う。</p>	<p>・引き続き、必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>			<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>		
	<p>R1年度</p> <p>・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図(多摩川上流雨水幹線浸水予定区域図)等を踏まえ、必要に応じて検討していく。 ・西多摩保健医療圏地域災害医療連絡会による情報交換などの実施</p>	<p>・引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域内の災害拠点病院を把握し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。</p>	<p>・村で唯一の医療機関は、浸水しない地区であることを確認する。 ・村の施設であるので、確実な情報伝達を行う。</p>	<p>・引き続き、必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>			<p>・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園、大栗川及び三沢川流域」「江東内都河川流域」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区市町村が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>		
	<p>R2年度</p> <p>・想定最大規模降雨に改定された菟川・多摩川上流園地の浸水予想区域図の確認を行った。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・西多摩保健医療圏地域災害医療連絡会による情報交換などの実施 ・引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・今年度においても、浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しない。 ・引き続き、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>	<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・村で唯一の医療機関は、浸水しない地区であることを確認する。 ・村の施設であるので、確実な情報伝達を行う。</p>	<p>・引き続き、必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。</p>			<p>・「菟川及び多摩川上流園地」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川園地」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を創に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p>			
<p>④洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実</p>	<p>・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。</p>	<p>・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。</p>	<p>・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。</p>	<p>・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。</p>	<p>・止水用の土のう等を備蓄している。</p>	<p>・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、浸水に対応。(地下駐車場はなし。) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、耐水対策を検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。</p>	<p>・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。</p>			<p>・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局</p>
	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を注視していく。</p>	<p>・浸水防止のための資機材の導入を検討する。</p>	<p>・浸水防止のための資機材の導入を検討する。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>			<p>・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)</p>		
	<p>H30年度</p> <p>・浸水予想区域外。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・浸水防止のための資機材について検討する。</p>	<p>・引き続き、今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後東京都から公表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、耐水対策を検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>			<p>・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)</p>		
	<p>R1年度</p> <p>・今後東京都から公表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、耐水対策を検討していく。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図(多摩川上流雨水幹線浸水予定区域図)等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・引き続き、今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今後東京都から公表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、耐水対策を検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>			<p>・「石神井川及び白子川流域」「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」「残堀川流域」「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」「浅川園」に係る浸水予想区域図等を作成、公表した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、水害リスクについて周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援した。(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)</p>		
<p>R2年度</p> <p>・今年度東京都から公表された浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。</p>	<p>・引き続き検討を行った。</p>	<p>・引き続き、今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図(多摩川上流雨水幹線浸水予定区域図)等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・今年度更新された、浸水想定区域図を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。</p>	<p>・東京都から公表された想定最大規模降雨の浸水予想区域図を踏まえ、耐水対策を検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>	<p>・浸水予想区域外だが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>			<p>・「菟川及び多摩川上流園地」「秋川及び平井川流域」「隅田川及び新河岸川流域」「中川・綾瀬川園地」について、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を作成、公表し、都内全域で改定を完了した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)</p>			

○東西多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

3) 冠水水の排水に関する取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設、排水機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水機材等の運用方法を共有する。	現状と課題 ・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプを消防団で配備している。	・一部の区域に排水ポンプを配備している。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・浸水が予想されていないことから、排水ポンプ等の資機材を配備していない。	・排水ポンプ等の資機材を配備していない。			・東部低地帯に排水機材を設置している。(建設局) ・東京港に排水機材を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機材やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組 ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・排水機材等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機材等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引続き、排水機材やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)
		H30年度 ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き検討を行った。	・排水ポンプ等の資機材の充実について検討していく。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・浸水予想区域はない。	・引き続き排水ポンプ等の資機材配備の必要性を検討していく。			・引き続き、排水機材等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機材やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)
		R1年度 ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き検討を行った。	・排水ポンプ等の資機材の充実について検討していく。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備について検討していく。 ・台風19号で内水被害のあった地区に設置される排水ポンプの改修を令和3年度完了を目指して対応する。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・浸水予想区域はない。	・引き続き排水ポンプ等の資機材配備の必要性を検討していく。			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) ・引き続き、排水機材やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)
R2年度 ・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き検討を行った。	新たに、可搬式排水用大型エンジンポンプ(2台)を配備	・排水ポンプを2台購入。 ・配備している排水ポンプを操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習得に努めている。 ・排水施設のポンプ増設が完了。来年度停電時起動装置を設置する。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き、排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・引き続き排水ポンプ等の資機材配備の必要性を検討していく。			東京都コンクリート圧送協同組合と連携し、排水訓練を実施した。(総務局) ・引き続き、排水機材やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水オペレーションの検討を実施している。(建設局)		

4) その他の取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③堤防など河川管理施設の整備(洪水災害を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基き、樹木・堆積土砂等の除去など、河川の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施	現状と課題 ・計画に対し、流出能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)										・計画に対し、流出能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組 ・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)											・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)
		H30年度 ・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)											・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)
		R1年度 ・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)											・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)
④水門、樋管等の施設運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の稼働力化の取組について共有する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋管の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の水門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題 ・水門、樋管については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)										・水門、樋管については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の具体的な取組 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の稼働力化の取組について共有していく。(建設局)											・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の稼働力化の取組について共有していく。(建設局)
		H30年度 ・引き続き、水門、樋管の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)											・引き続き、水門、樋管の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)
		R1年度 ・引き続き、水門、樋管の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制や操作情報等を関係機関と共有していく。(下水道局)											・引き続き、水門、樋管の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引き続き、下水道局管理の樋管等の運用体制や操作情報等を関係機関と共有していく。(下水道局)
R2年度 ・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・多摩川下流部にある下水道局所管の水門について、転落防止柵のかき上げと堤防より河川側でしか操作できない樋管において、堤防より宅地側からでも安全に操作を行えるように遠隔化を実施。(下水道局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋管の操作情報等の共有を実施。(下水道局)											・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) ・多摩川下流部にある下水道局所管の水門について、転落防止柵のかき上げと堤防より河川側でしか操作できない樋管において、堤防より宅地側からでも安全に操作を行えるように遠隔化を実施。(下水道局) ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋管の操作情報等の共有を実施。(下水道局)		

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管轄河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題											【東京都】建設局	
		今後の具体的な取組											・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)	
		H30年度											・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R1年度											・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R2年度										・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)		
⑤適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報の共有する。	現状と課題											【東京都】住宅政策本部、建設局	
		今後の具体的な取組											・水害リスク情報等に関する施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R1年度											・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報を共有した。(住宅政策本部、建設局)	
		R2年度										・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報を共有した。⇒コロナ感染拡大により、研修会は中止(住宅政策本部、建設局) 令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行(水害ハザードマップを用いた重要事項説明義務化)など水害リスク情報等に関する施策の最新情報について、不動産関連事業者団体に対し、団体誌等による加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した情報共有に取り組んだ。(住宅政策本部)		
⑥災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・隔年において消防署・消防団との合同水防訓練を実施している。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)		【区市町村】全区市町村が対象 【気象台】【東京都】建設局	
		今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者を利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。	・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)		
		H30年度	・水防連絡会や防災気象講習会に参加した。	・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修等に参加した。 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加した。 ・職場内で報告会を実施し共有を図った。	・土砂災害等に対する研修会に参加し、災害に対する知識を得た。	・国、東京都が実施する研修等に参加するとともに、多くの研修等に参加できるよう検討していく。	平成30年4月23日に東京都防災気象講習会を開催	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
		R1年度	・国や東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等へ参加した。	・国、東京都が実施している研修等に参加した。 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加した。 ・職場内で報告会を実施し共有を図った。	・土砂災害等に対する研修会に参加し、災害に対する知識を得た。	・国、東京都が実施する研修等に参加するとともに、多くの研修等に参加できるよう検討していく。	・令和元年4月18日に、区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・各地区の水防連絡会で講演を行い、危険度分布の利活用等について解説した。	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)		
			R2年度	・国や東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加した。 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・コロナ感染症拡大防止のため研修等が縮小しているが、引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加した。 ・職場内で報告し共有を図った。	・国、東京都が実施する研修等に参加するとともに、多くの研修等に参加できるよう検討していく。	・国、東京都が実施する研修等に参加するとともに、多くの研修等に参加できるよう検討していく。	・令和2年7月豪雨に伴い、熊本県あさぎり町へ職員を派遣した。 令和2年台風第10号に伴い、鹿児島県に職員を派遣した。	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	

○第百多摩建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局	
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。				・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)
		H30年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・H30年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。	・DISにて災害情報や避難情報の共有の強化に取り組んでいく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を共有している。				・引き続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)
		R1年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報の共有の強化に取り組んでいく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を共有している。				・引き続き、DISについて利用方法を講習会等において支援していく。(総務局)
		R2年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・令和2年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。	・DISにて災害情報や避難情報の共有の強化に取り組んでいく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を共有している。				・引き続き、DISについて利用方法を講習会等において支援していく。(総務局)
④地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模冠水減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題										・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識醸成社会構築とジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】	
		今後の具体的な取組										・国管理河川を対象とした大規模冠水減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。		
		H30年度										・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。		
		R1年度										・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。		
R2年度											・減災協議会や水防連絡会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。			